

令和元年9月

お取引先 各位

岩出建設株式会社

消費税率引き上げに伴う出来高査定請求書の取り扱いについて

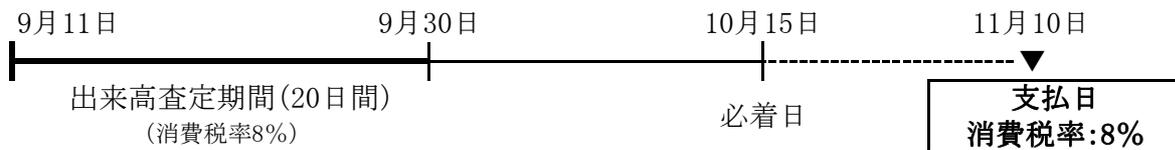
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして以下の通りと致しますので、ご高承賜りますようお願い申し上げます。

1. 令和元年11月10日支払い請求書について

- ・出来高査定期間: 令和元年9月11日～令和元年9月30日 (20日間)
(通常は令和元年9月11日～令和元年10月10日)
※出来高査定期間は、旧税率適用の9月30日迄とします。
- ・請求書必着日: 令和元年10月15日(従来通り)
- ・支払日 令和元年11月10日(従来通り)
- ・消費税率:8%で請求して下さい。(但し、既に10%で契約しているものを除く)

令和元年



2. 令和元年12月10日支払い請求書について

- ・出来高査定期間: 令和元年10月1日～令和元年11月10日 (41日間)
※前月の未請求分(令和元年10月1日～令和元年10月10日までの出来高)を
当月の請求に計上して下さい。
※以降は通常通り、毎月10日締切・翌月10日支払いに戻ります。
- ・請求書必着日: 令和元年11月15日(従来通り)
- ・支払日: 令和元年12月10日(従来通り)
- ・消費税率:10%で請求して下さい。(但し、既に8%で契約しているものを除く)

令和元年



以上、ご不明な点、不都合等ございましたら管理部 (072-439-4501) までお問合せ下さい。